

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第9号

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和2年四日市市規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 婚姻日（婚姻届日又は挙式日）の5日前から婚姻日の1年以内の連続する7日以内（<u>パートタイム会計年度任用職員については5日以内。週休日及び休日を除く。</u>）</p> <p>(6)から(20)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>フルタイム</u>会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 婚姻日（婚姻届日又は挙式日）の5日前から婚姻日の1年以内の連続する7日以内（週休日及び休日を除く。）</p> <p>(6)から(20)まで (略)</p> <p>2から5まで (略)</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(総務部人事課)